

# はじめに



このガイドブックを手にとって下さったみなさん

認知症は高齢者特有の症状だと思っていませんか？

若い年齢の人にも認知症の症状は現れます。

18歳から64歳で認知症を発症した場合を「若年性認知症」と呼びます。

病理学的には、高齢者の認知症と同じであっても、その年齢ゆえの固有の問題や影響がでてきます。有病率は、18歳から64歳人口10万人に約50人の割合との統計があり、全国に約4万人、西宮市にも200人以上の若年性認知症の人がおられると推定されます。

さて、若年性認知症の人の置かれている状況を一緒に考えてみましょう。

「もし、あなたが若年性認知症と診断されたら…」と、自分の身に置き換えて考えてみてください。

この世代の人たちは仕事・家事・子育て・親の介護といった役割が大きいため、若年性認知症と診断された場合、家庭や職場、経済事情などへの影響が大きく、高齢者の認知症に比べて問題が多岐にわたります。介護者が夫や妻という場合が多く、子どもが幼かったり思春期である場合もあります。

例えば、働き盛りの夫が若年性認知症と診断された場合、仕事を続けることが難しくなり経済的不安を抱えます。妻が若年性認知症と診断された場合、介護者である夫が仕事をしながら、家事や育児、妻の介護を行う必要が出てきます。また、子どもにとっては、親の病気にショックを受けたり、不安が高まる場合も考えられます。

介護サービスなどの利用についても、高齢者と同じサービス内容に馴染まなかったり、年齢に応じた能力を活かすことに適した場所が少なかったりします。若年性認知症は、高齢者の認知症に比べると社会的理解や支援が乏しいのが現状です。

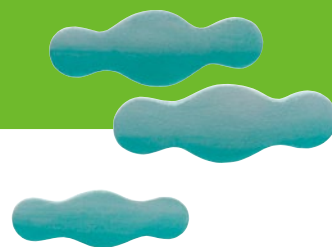
西宮市では、若年性認知症の人とその家族が地域で安心して暮らせることを目指して、平成22年から「若年性認知症への取り組みに関する検討会」を立ち上げ、啓発を目的とした講演会の開催や、若年性認知症の人やご家族を対象とした「若年性認知症交流会」などの取り組みを進めてきました。

「若年性認知症支援ガイドブック」は、その取り組みの一環として、若年性認知症への理解を深めることにより、若年性認知症の早期発見や具体的支援につながるように作成したものです。このガイドブックが、若年性認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる一助になるとともに、周りの皆さまの若年性認知症についてのさらなる理解へとつながるように願っています。

平成27年10月



# もくじ



はじめに

◆状況別手続き早見表	2
◆各制度の概要	3

## 1 若年性認知症に関する基礎知識

4

### 2 受診について

1.受診のポイント	6
2.受診シート(見本)	7
3.若年性認知症について相談できる医療機関(精神科・神経科等)	8
4.診断を受けたら	10

### 3 若年性認知症の人への支援

1.医療に関すること	
①自立支援医療(精神通院)制度	12
②健康保険の変更	13
2.日常生活に関すること	
①精神障害者保健福祉手帳	14
②介護保険制度等	16
③障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	19
3.経済的支援に関すること	
①傷病手当金	21
②雇用保険制度(失業等給付)	23
③障害年金	24
④特別障害者手当	25
⑤生活保護などの所得施策	26
4.就労に関すること	28
5.その他(判断能力が低下した時の支援に関すること)	
①福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)	28
②成年後見制度	29

### 4 若年性認知症の人の家族への支援

1.介護者に役立つ制度・事業等	
①介護休業制度	31
②ファミリーサポート事業	31
③留守家庭児童育成センター(学童保育)	31
④在宅介護支援サービス	31
2.相談相手・仲間づくり等に関すること	
①若年性認知症交流会 わかみや会	33
②認知症介護者の会 さくら会	33

### 5 各種相談機関一覧

34

◆受診シート	37
--------	----

# 状況別手続き早見表

本人の状況	すべきこと・できること	具体的方法（ガイドブック記載内容）	記載ページ
症状が出始めた	<ul style="list-style-type: none"> <li>●若年性認知症について正しく知る</li> <li>●診断を受ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆若年性認知症に関する基礎知識</li> <li>◆受診について</li> </ul>	P.4 P.6
診断を受けた	●職場に相談する	◆診断を受けたら	P.10
	●定期的に受診する	◆自立支援医療（精神通院）の申請	P.12
	●経済的基盤を確保する ※在職中の申請など、早めの手続きが必要なものもあります	◆傷病手当金の請求 ◆障害年金の申請 （初診日から原則1年6か月後から申請可）	P.21 P.24
	●日常生活上の支援 （介護サービス等）を考える	◆精神障害者保健福祉手帳の申請 （初診日から6か月後から申請可） ◆介護保険制度 ◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	P.14 P.16 P.19
	●本人や家族の相談相手や仲間を作る	◆若年性認知症交流会 わかみや会 ◆認知症介護者の会 さくら会	P.33 P.33
退職した	●健康保険や雇用保険などの各種手続きを行う	◆健康保険の変更手続き ◆雇用保険制度 ※傷病手当金を継続受給する場合は、雇用保険給付の受給期間延長手続き	P.13 P.23
判断能力が低下した	●日常の金銭管理等の支援を考える	◆福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）	P.28
	●財産管理や各種契約行為の支援を考える	◆成年後見制度	P.29

## ～しっかりと記録しておきましょう～

「おかしい」と感じる症状が出始めた時期や通院歴などの記録は大切な情報になりますので、しっかりと記録しておきましょう。特に、いつもと異なる症状や不調に気付いて初めて受診した日は「初診日」といい、手帳の取得や障害年金の手続きの際にとっても重要になります。更年期障害と思って婦人科に通院していたのが、後に若年性認知症と診断されることもあり、この場合、婦人科の初診日が「初診日」になる場合もあります。その他、保険や年金の加入状況、勤務している会社に関すること（勤務年数や退職日等）など、普段から自分自身の状況を記録しておくように心がけましょう。

# 各制度の概要

	制度名・内容	記載ページ
医療に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自立支援医療(精神通院) →認知症等の治療で通院している人の通院医療費の一部の公費負担制度</li> </ul>	P.12
日常生活支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆精神障害者保健福祉手帳 →一定の精神障害の状態であることを説明する手帳 取得することにより様々な福祉サービス等が受けやすくなる</li> </ul>	P.14
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護保険制度 →介護が必要になった人が必要なサービスを選択して受けることができる制度 40歳から64歳で認知症等の特定疾病の人は申請が可能</li> </ul>	P.16
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス →障害者手帳所持者等を対象にした介護サービス等</li> </ul>	P.19
経済的支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆傷病手当金 →健康保険、共済組合の被保険者とその家族への生活保障制度</li> </ul>	P.21
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆雇用保険制度 →失業された人のうち、再就職の意思がある人に給付される保険制度</li> </ul>	P.23
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害年金 →傷病により一定程度の障害状態になった人への年金制度</li> </ul>	P.24
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆特別障害者手当 →精神または身体に重度の障害のある20歳以上の在宅の人への制度</li> </ul>	P.25
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生活保護 →最低限度の生活が維持できない世帯への保護制度</li> </ul>	P.26
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆援護資金 →傷病、失業などによる生計困難な人への一時的に資金を貸す制度</li> </ul>	P.26
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆住宅支援給付事業 →離職者のうち就労意欲のある人を対象にした住宅確保等の支援事業</li> </ul>	P.27
金銭や財産、契約行為の支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業) →認知症や精神障害のある人などを対象にした金銭管理等の支援事業</li> </ul>	P.28
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆成年後見制度 →認知症等により、判断能力が不十分になった人に代わって財産管理等を行ったり、法律行為等を助ける人を選任する制度</li> </ul>	P.29
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護休業制度 →家族を介護する勤労者に認められた休暇制度</li> </ul>	P.31
介護者家族支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ファミリーサポート事業 →相互の助け合いにより、子育ての援助活動を有料で行う仕組み</li> </ul>	P.31
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆留守家庭児童育成センター →保護者が就労等により家庭に不在の小学1～3年生の児童を放課後に育成する施設</li> </ul>	P.31
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆家族慰労金の支給・介護用品の支給・徘徊高齢者家族支援サービス →介護している家族への金品の支給、位置探索システムの貸し出し等</li> </ul>	P.31
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆若年性認知症交流会 わかみや会 →若年性認知症の本人とその家族等を対象にした交流の場</li> </ul>	P.33
仲間づくりに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆認知症介護者の会 さくら会 →認知症の人を介護している家族が中心になって結成された介護者の会</li> </ul>	P.33